

試験場の衛生管理体制等の構築について

(1) 事前の準備

① 試験室の座席数と座席間の距離

試験室は受験生の数を通常使用時の収容定員の半分程度以内とします。また、座席の配置はなるべく1メートル程度の間隔を確保します。

② マスク、速乾性アルコール製剤の準備

スクールバス車内及び試験場内ではマスクの着用を義務付け、未所持者にはマスクの提供を行います。また、試験場入口や試験室ごとに速乾性アルコール製剤を配置します。

③ 試験監督者等の体調管理等

当日試験業務に携わる者については、試験前7日程度を目安に朝などに体温測定を行うことを要請し、必要があると認められる場合はPCR検査等を実施します。また、体調不良を訴える者がいた場合に備え、代替の試験監督者等を確保し、自宅待機や医療機関の受診など適切な対応をとります。

④ 別室の確保

発熱・咳等の体調不良者のための別室を設けます。別室においては、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行います。(一部の地方入試会場は除く)

⑤ 試験室の机、椅子の消毒

試験開始までに消毒用アルコール等を使用した拭き取りを行います。また、面接試験など座席利用者が異なるような場合には、その都度拭き取りによる消毒を行います。

⑥ 面接試験、実技試験の実施

面接試験については、受験生と評価者との距離は2メートル以上を確保し、常時ドアを開放して実施します。なお、感染状況によってはICTを活用したオンラインでの面接とする場合もあります。また、実技試験については、受験生同士及び評価者と一定の間隔を空けて実施します。

⑦ 試験場への入退場方法

試験場までの自家用車での送迎を認め、入退場時の混雑を軽減します。また、スクールバスの乗降時や試験室からの移動時は誘導員を配置し、受験生には一定間隔を空けて乗降および移動をしていただきます。

⑧ トイレの使用

トイレ入口において、混雑を避けた利用、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示し、トイレ内の換気に注意を払います。

⑨ 付添人控室の設置

試験場への入場者数抑制の観点から、付添人控室は設置しません。受験生への付き添いが必要な場合はご相談ください。

⑩試験監督等に対する感染症対策の要請

感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践および感染リスクの高まる「5つの場面」の回避を実践します。

⑪新型コロナウイルス対応相談窓口

秀明大学 入試室 TEL : 047-488-2331 (平日 9時～17時)

MAIL : nyushi@adm.shumei-u.ac.jp

(2) 試験当日の対応

①マスク着用の義務付け

受験生及び本学職員は、発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では昼食時を除きマスクの着用を義務づけます。休憩時間や昼食時等の他者との接触、会話を極力控えるよう要請します。何らかの事情によりマスクの着用が困難な場合は、あらかじめ申し出てください。

②試験室ごとの手指消毒の実施

受験生及び本学教職員は、試験室への入退出を行うごとに速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付けます。

③発熱・咳等の症状のある受験生への対応

試験開始前に発熱・咳等の症状の有無を確認し、本人の申出により発熱・咳等の症状のある受験生がいた場合には、別室での受験を提示します。

④体調不良を訴えた試験監督者等への対応

当日試験業務に携わる試験監督者等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の試験監督者等と交代し、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとります。

⑤換気の実施

試験室はできるだけすべての窓やドアを可能な限り長く開放し、換気します。

⑥昼食時の対応

昼食時の受験生同士の会話、交流、接触を最大限に抑制する観点から、学生食堂等の開放は行わず、受験生には昼食持参と自席での黙食を要請します。

⑦試験場入場前の対応

試験場にて、本学職員による検温を実施します。また、健康チェックシート（本学指定様式）により発熱や風邪症状等のある受験生の確認を行います。

⑧試験終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機すること、試験場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受験生への周知を行います。

(3) 試験終了後

①試験監督等の健康観察

当日試験業務に携わった試験監督者等については、試験終了後1週間程度を目安に、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを要請し、体調不良などを訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとります。

②試験室の机、椅子の消毒

試験日程が連続する場合には、当日の試験終了ごとに消毒用アルコールを使用した拭き取りを行います。

③保健所等の行政機関への協力

試験終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受験生や試験監督者等がいた場合には、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行います。

以上